

行政改革推進本部専門調査会小委員会提出資料

平成19年2月6日

財務省

I 基礎的事項

1 業務内容（財務省設置法第3条）

財務省は、健全な財政の確保、適正かつ公平な課税の実現、税関業務の適正な運営、国庫の適正な管理、通貨に対する信頼の維持及び外国為替の安定の確保を図ることを任務とする。

【参考】

財務省の使命

納税者としての国民の視点に立ち、効率的かつ透明性の高い行政を行い、国の財務を総合的に管理運営することにより、健全で活力ある経済及び安心して豊かな社会を実現するとともに、世界経済の安定的発展に貢献すること。

総合目標

通貨に対する信認を確保しつつ、健全な活力ある経済及び安心して豊かな社会を実現するとともに、世界経済の安定的発展に貢献すること

政策目標 1 : 健全な財政の確保

政策目標 2 : 適正かつ公平な課税の実現

政策目標 3 : 財政投融资の適正かつ効果的な実施

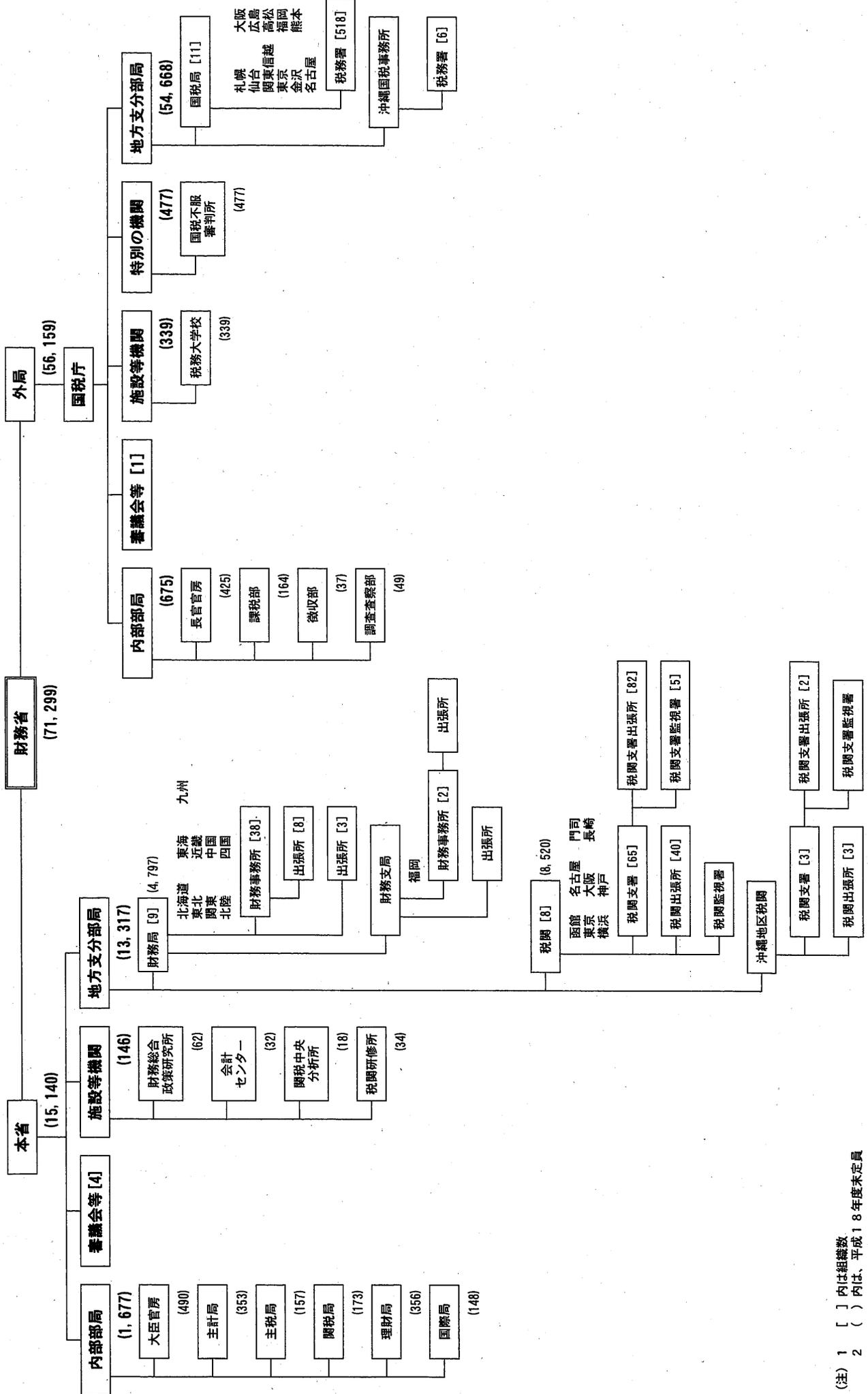
政策目標 4 : 国の資産・負債及び国庫の適正な管理並びに通貨及び信用秩序に対する信頼の維持

政策目標 5 : 貿易の秩序維持と健全な発展

政策目標 6 : 国際金融システムの安定的かつ健全な発展と開発途上国の経済社会の発展の促進

政策目標 7 : 財務省が所管する法人及び事業等の適正な管理、運営の確保

2 職員数及び組織構成



(注) 1 [] 内は組織数
2 () 内は、平成18年度未定員

3 労働組合の組織状況

- ・ 組合数：6 団体
- ・ 組合員数：47,444 人
- ・ 組織率：76.9%
- ・ 在籍専従者数：52 人

(注) 平成 17 年度年次報告書 (人事院) より (平成 17 年度末現在)

Ⅱ 主な質問事項

1 人事管理の業務全般の内容

- ・ 任免に関する事（新規採用、人事配置など）
- ・ 勤務評定に関する事
- ・ 初任給、昇給及び昇格等に関する事
- ・ 服務に関する事
- ・ 分限、懲戒及び保障制度に関する事
- ・ 職員団体等に関する事
- ・ その他（教養・訓練、表彰など）

（注）任命権の範囲については、別紙のとおり

2 労使関係、団体交渉等の状況

(1) 団体交渉の状況

団体交渉は、本省庁においては、組合の中央本部との間で年3回（国税庁は年4回）会見・交渉が行われているほか、管区機関及び府県単位機関等においても、各々交渉が行われている。

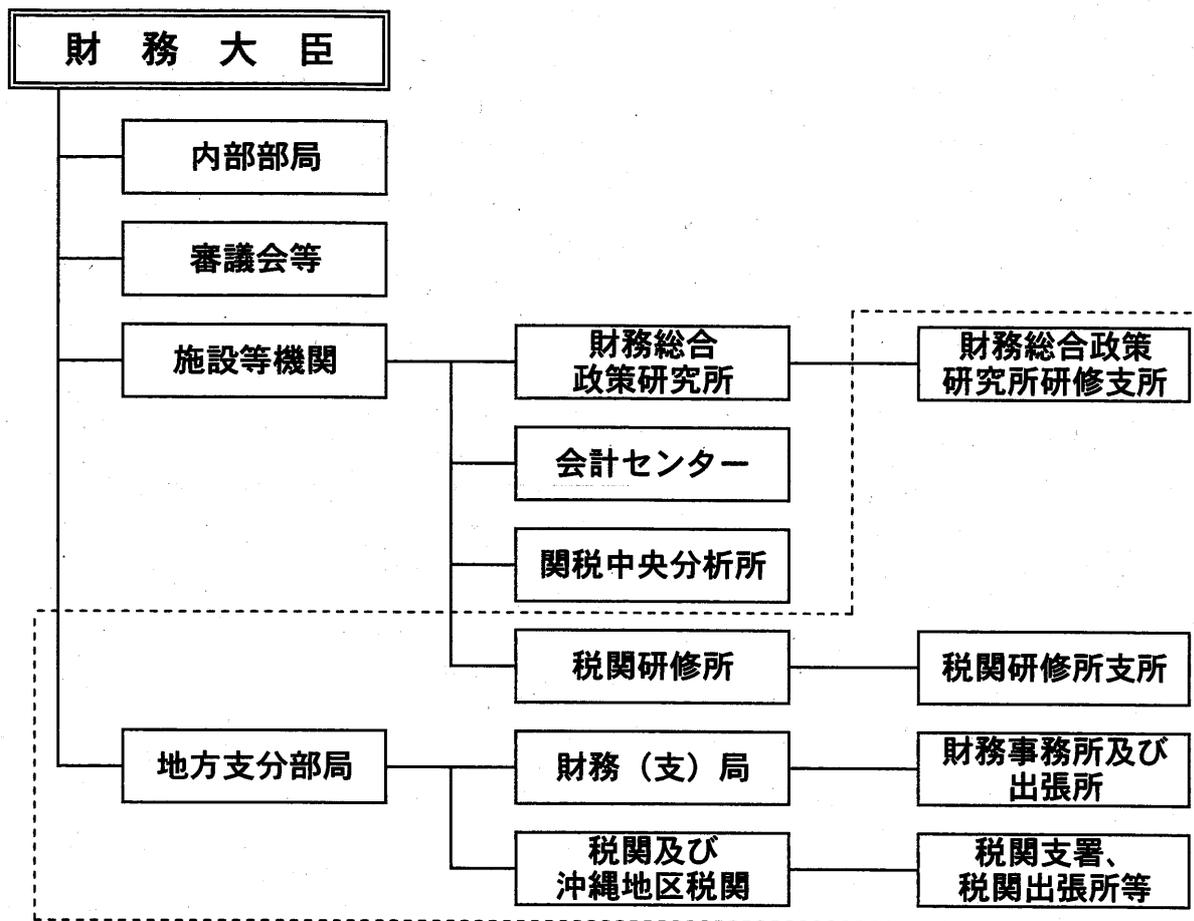
(2) 主な交渉議題

職員の給与や勤務時間に関する処遇改善などの勤務条件全般を議題として行われているほか、その時々状況・情勢に応じた勤務条件に関連する事項についても、併せて議題として行われている。

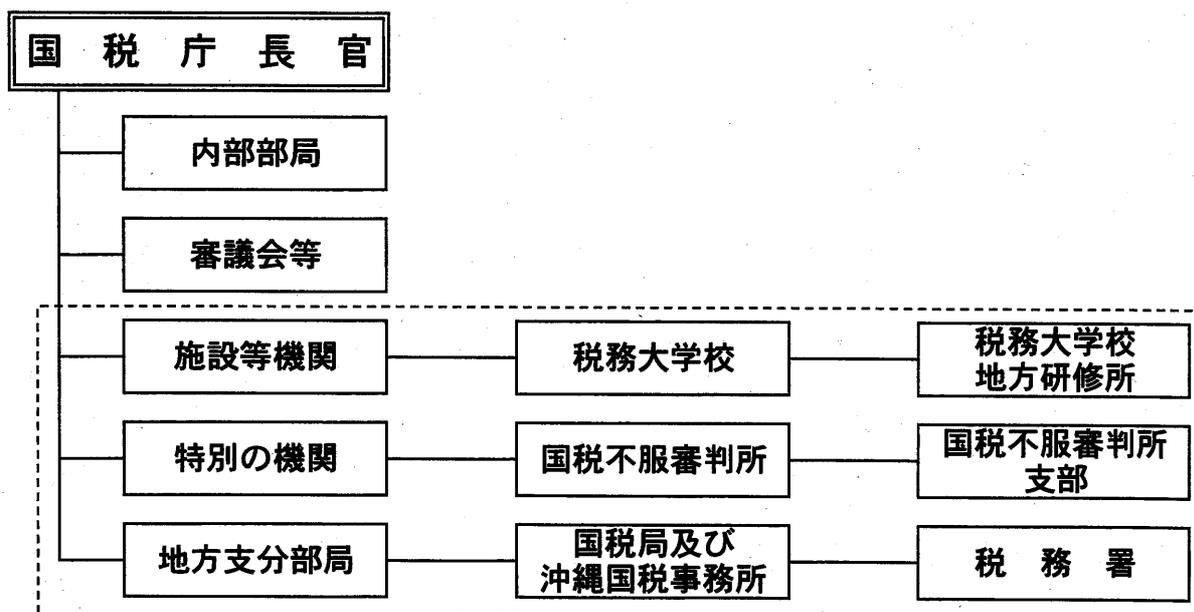
3 現状の労使関係の課題・今後の人事管理、労使関係、労働基本権の在り方等についての意見

- ・ 現在の労使関係については、国家公務員法に基づく団体交渉による通常の労使関係となっており、今後も引き続き、一定の緊張関係を保ちつつ、良好な関係を築いていく必要がある。
- ・ 今後の人事管理については、職員のインセンティブを保持しつつ、組織の新陳代謝や活力の維持・向上を図り、いかに職員の能力を最大限に発揮させるかということが重要な課題であり、こうした中で、在職期間の長期化等にも対応していく必要がある。

財務大臣及び国税庁長官の任命権の範囲



※ 大蔵省訓令特第5号（昭和42年6月10日）により、財務局、福岡財務支局、税関、沖縄地区税関、財務総合政策研究所研修支所又は税関研修所の長に対し、各所属機関における一般官職に係る職員に対する任命権が委任されている。



※ 国税庁訓令特第1号（昭和35年1月1日付）により、税務大学校、国税不服審判所、国税局又は沖縄国税事務所の長に対し、各所属機関における一般官職に係る職員に対する任命権が委任されている。